



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

## 中国投資入門Q&A ～中国企業の情報～

公認会計士 みよし たかし  
**三好 高志**

### Q1

投資対象候補の中国現地企業の財務諸表を入手しました。財務諸表を見る際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

第3回のテーマは、中国現地企業の情報に関する質問です。

大きな上場企業等への投資の場合には、公開情報として財務諸表や株主向けの決算説明資料などが公開されているため、これらの情報の入手は容易ですが、中国投資件数の大部分を占める非上場の中小企業の場合には、デューデリジェンスを行う前段階での情報入手は限定的にならざるを得ません。一般的にはセラーやFA（ファイナンシャル・アドバイザー）から対象企業の監査済み財務諸表を入手することが、対象企業を理解する第一歩のアプローチになるかと思えます。

中国では、実務上多くの非上場企業において監査報告書を添付した財務諸表を作成しています。非上場企業の場合、監査済み財務諸表を公開する義務は無いため、前述の通りセラーやFAから入手できない限り、何らアクセスのない企業から監査済み財務諸表を（公開情報ソースを通じて）入手することはほぼ不可能といってよいでしょう。

中国の財務諸表は、新企業会計準則に基づき作成されており（非上場企業の場合には旧基準である企業会計制度を採用しているケースもあります）、監査済み財務諸表は共通の項目（各種財務諸表や注記事項）について開示が義務付けられており、一定の情報を得ることができます。作成が義務付けられている財務諸表の種類や注記の内容については企業会計準則第30号「財務諸表の表示」\*1（旧制度の場合は企業会計制度第13章「財務会計報告」）をご参照ください。また、過去のデロイト トーマツ チャイナニュースにおいても、各勘定科目の会計処理について詳細に解説していますので、会計基準に関する事項については会計情報の過去記事をご覧ください

い。

さて、会計基準に関する事項については上記に譲るとして、本稿では中国の財務諸表の特徴や留意点について、日本企業のご担当者にご注意いただきたい事項をご紹介します。

#### ① 発票基準

発票とは日本では耳慣れない言葉ですが、これは増値税（中国の流通税で日本の消費税に相当）あるいは営業税の税務局発行の官製領収書を指し、中国の税務申告では発票に基づいた処理を行っています。発票基準とは、この税務インボイスを発行した時点で収益を認識し、入手した時点で費用を認識する税務申告実務に合わせた会計処理のことです。

中国の財務諸表の会計基準では「発票基準で処理」などということは書いておらず、一般的な中国の会計基準に基づき収益や費用を認識する旨が記載されています。しかしながら、中小規模の非上場企業では、実際には発票基準により税務申告に合わせて収益・費用の認識を行っている場合があります。これは、すべての増値税課税対象となる収益・費用は発票を具備していることが求められるため、発票を発行（又は入手）した取引だけを記帳するという発想に基づくものと思われる。従って、自社の財務情報と比較をするような場合には、中国の対象企業の収益・費用の認識が発生主義に基づかない可能性があるということを意識して財務諸表を見る必要があります。収益・費用の発生と現金収受のタイミングが大きくずれるような業種では、財務デューデリジェンスにおいて発票基準から発生主義ベースの収益・費用認識に調整することも検討すべきでしょう。

なお、発票のない収益・費用については、帳簿外

\*1 詳細は、「デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.137 (2014年4月号)」を参照のこと。

<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/articles/gbs/tcnvol137-kaikeijyouhou.html>

取引になりやすく、違法な取引や裏金作りを誘発する原因となるケースが散見されますので注意が必要です。

## ② 隠れた貸付金・借入金

前々号の中国投資入門Q&Aでも触れましたが、中国では一般的な民間企業間での金銭の貸借は禁止されていました（この点に関する最高人民法院の司法解釈については前々号をご参照下さい）。しかしながら、中国の地場企業ではこのような規制を回避するため、会計上は未収入金・未払金などといった営業債権・債務を装ってグループ企業間で資金を融通するケースが多く見られます。従って、未収入金や未払金が多額に計上されている場合には、このようなグループ間資金融通が行われているリスクがあることに留意が必要です。

グループ内取引については、財務諸表に関連当事

者間取引に関する注記があり、各関連当事者に対する債権債務残高及び取引高が記載されているため、グループ内資金融通の存在を示唆するヒントになります。

## ③ 会計監査について

監査済み財務諸表といえば、公認会計士の監査を受け、その数値は一定の確かさを以って開示されていると通常は考えますが、中国では地場の会計事務所の品質に差があるので、情報の質について留意が必要です。

上述の通り、監査済み財務諸表は中国の制度や慣行などのバックグラウンドから、表面的な見え方と実態が異なることがあります。それでも有用な情報源であることに変わりはありませんので、日中両国の違いを踏まえた上で、適切に情報を利用することが求められます。

## Q2

監査済み財務諸表を入手できるルートがありません。中国現地企業の情報を取りたいのですが、どのような方法がありますか？

さて、毎回必ずしも対象企業の監査済み財務諸表を入手できるとは限りません。特に非常に初期的な投資検討段階では、対象企業の名前しか分からないというようなことも多々あるかと思います。そのような場合、有料の信用調査会社を利用するという方法もありますが、それ以外に、無料でクイックにアクセス可能な公開情報について2つご紹介します。

が運営するウェブサイトです。当該サイトではまず対象会社所在地を選び、対象会社名を入力して検索すると、対象企業に関する基礎情報が表示されます。基本的に工商登記が行われている会社は検索可能と考えられます。このサイトでは会社正式名称・住所・経営範囲・登録資本金・法定代表人等の登記基本情報、株主情報、動産抵当の登記情報、行政処罰や違法行為に関する情報などが入手可能です。

## ① 全国企業信用情報公示システム\*2

中国企業信用情報公示システムは、中国の工商局



\*2 <http://gsxt.saic.gov.cn/>

## ② 信用中国\*3

信用中国は国家発展改革委員会と中国人民銀行の指導の下で国家情報センターが運営するウェブサイトです。ここでは企業名や個人名を入力すると、本

サイトに登録されている場合には検索対象企業の信用に関する情報（優良な資格や認定・過去の処罰記録など）が表示されます。



上記の2つのウェブサイトはいずれも中国語が必要となりますが、現在は登録不要であり無料で入手できる情報源として活用することができます。

以上

「トーマツ メールマガジン/デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は [www.deloitte.com/jp/email-magazines/](http://www.deloitte.com/jp/email-magazines/)よりお申込みください。

デロイト トーマツ チャイナ ニュースのお問合せ先：

デロイト トーマツ合同会社 中国室  
〒108-6221 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟  
TEL：03-6720-8341 FAX：03-6720-8346  
e-mail:chinanews@tohatsu.co.jp

※禁無断転載

\*3 <http://www.creditchina.gov.cn/>